

② II 第4 消防機関へ通報する火災報知設備

第4 消防機関へ通報する火災報知設備（令第23条）

4.1 設置を要する防火対象物

(1)

規 模 等 防火対象物	一 般
(1)項・(2)項・(4)項・(5)項イ・(6)項イ(4), ハ, ニ・(12)項・(17)項	延べ面積 500㎡以上
(3)項・(5)項ロ・(7)項～(11)項・(13)項～(15)項	延べ面積 1,000㎡以上
(6)項イ(1), (2), (3)・ロ・(16の2)項・(16の3)項	全 部

注1 次の場合は消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができる。

ア 消防機関へ常時通報することができる電話を設置したとき（※携帯電話は含まれない。H15.9.9消防予232）。（(5)項イ並びに(6)項イ、ロ及びハを除く。）（令第23条③）

イ 消防機関から著しく離れた場所（令第23条①）

ウ (6)項イ(1)及び(2), (16)項イ, (16の2)項並びに(16の3)項に掲げる防火対象物（(16)項イ, (16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては, (6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で, 消防機関が存する建築物内にあるとき（規則25①(1)）

エ 消防機関からの歩行距離が500m以下の場所（前ウに掲げる防火対象物を除く。）（規則25①(2)）

注2 特定火災通報装置については, 消防機関の指導を事前に受けること。